ガス供給業に係る課税方式の見直しについて【法人事業税】

H31.4　**千葉県**

平成３０年度税制改正により、法人事業税のガス供給業に係る課税方式について見直しがありました。

平成３０年４月１日以後に開始する事業年度から、ガス供給業を行う法人の課税方式は下記のとおりとなります。

1　課税方式の変更（地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号）

【改正前】

区分	課税方式
全てのガス供給業	収入割

【改正後】

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">課税方式</th></tr>
<tr><th>資本金1億円超</th><th>資本金1億円以下</th></tr>
<tr><td>①一般ガス導管事業者（経済産業大臣の許可を受けた、ガス事業法第2条第6項に該当する者）
②特定ガス導管事業者（経済産業大臣に届出をした、ガス事業法第2条第8項に該当する者）
③ガス製造事業者（経済産業大臣に届出をした、ガス事業法第2条第10項に該当する者）
※ガス事業法施行規則第５条に該当する設備（20万KL以上のLNG基地）を有する者
④旧一般ガスみなしガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項の義務者）
※旧ガス事業法の許可を受けて一般ガス事業を行うもので、ガス使用者の利益保護の必要性が高い供給区域等において、小売料金の許可制及び総括原価方式の存置につき、経済産業大臣から指定を受けた事業者</td><td colspan="2">収入割</td></tr>
<tr><td>⑤ガス小売事業者（経済産業大臣の登録を受けたガス事業法第2条第3項に該当する者）
⑥ガス製造事業者（上記③以外）
※ガス事業法施行規則第５条に定める要件に満たない規模の設備等（20万KL未満のLNG基地）を用いてガスを製造する事業を行う者
⑦旧ガス事業法の簡易ガス事業のみを行う事業者
※旧ガス事業法の許可を受けて簡易ガス事業のみを行う者</td><td>所得割
＋ 付加価値割
＋ 資本割</td><td>所得割</td></tr>
</table>

※他都道府県に事務所等がある場合の分割基準は、上記のいずれも、事務所の有形固定資産の価格です。

2　繰越欠損金の特例について（平成 30 年改正法附則第 6 条第 9 項、地方税法施行令第 21 条の 2）

【特例の対象】

以下の①又は②に該当する場合には、繰越欠損金の特例があります。

①最初事業年度（※1）の開始の日の前日を含む事業年度において、特定ガス供給業（※2）を行っていた法人が、特定ガス供給業に係る所得割の課税標準を算定するとき。

②ガス製造事業者又は旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれかに該当していたものが、そのいずれにも該当しないこととなった日を含む事業年度の前日を含む事業年度に特定ガス供給業を行っていた場合において、特定ガス供給業に係る所得割の課税標準額を算定するとき。

（※１）最初事業年度　：平成 30 年４月１日以後最初に開始する事業年度

（※２）特定ガス供給業：ガス供給業のうち所得割で申告することとなる事業（上記１⑤、⑥、⑦の法人が行う事業）

【特例の内容】

最初事業年度開始の日(②の場合には該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日)前 10 年以内に開始する各事業年度において、特定ガス供給業に係る課税標準である所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。

3　ガス供給業の課税方式見直しに関する Q＆A

Q１ ガス供給業で、ガス導管事業とガス小売事業をあわせて行っています。 旧一般ガスみなしガス小売事業者には該当しないのですが、どのように申告をすればよいでしょうか。

A１ 原則としてそれぞれの事業に関する経理を区分し、収入金額課税事業は収入割を、所得等課税事業は所得割を申告することとなります。 ただし、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の １ 割程度以下の軽微なもので、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、主たる事業の課税方式によって差し支えありません。

Q2 当社はガス供給業ですが、今年度から所得割で申告することとなりました。 以前から特定ガス供給業を行っており、前 10 年以内事業年度に生じた欠損金額がありますが、そのうち特定ガス供給業に係る欠損金額を区分し、算定することが困難です。どのように算定すればよいですか。

A2 区分が困難な場合は、売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額等を算定してください。

4　課税方式の確認
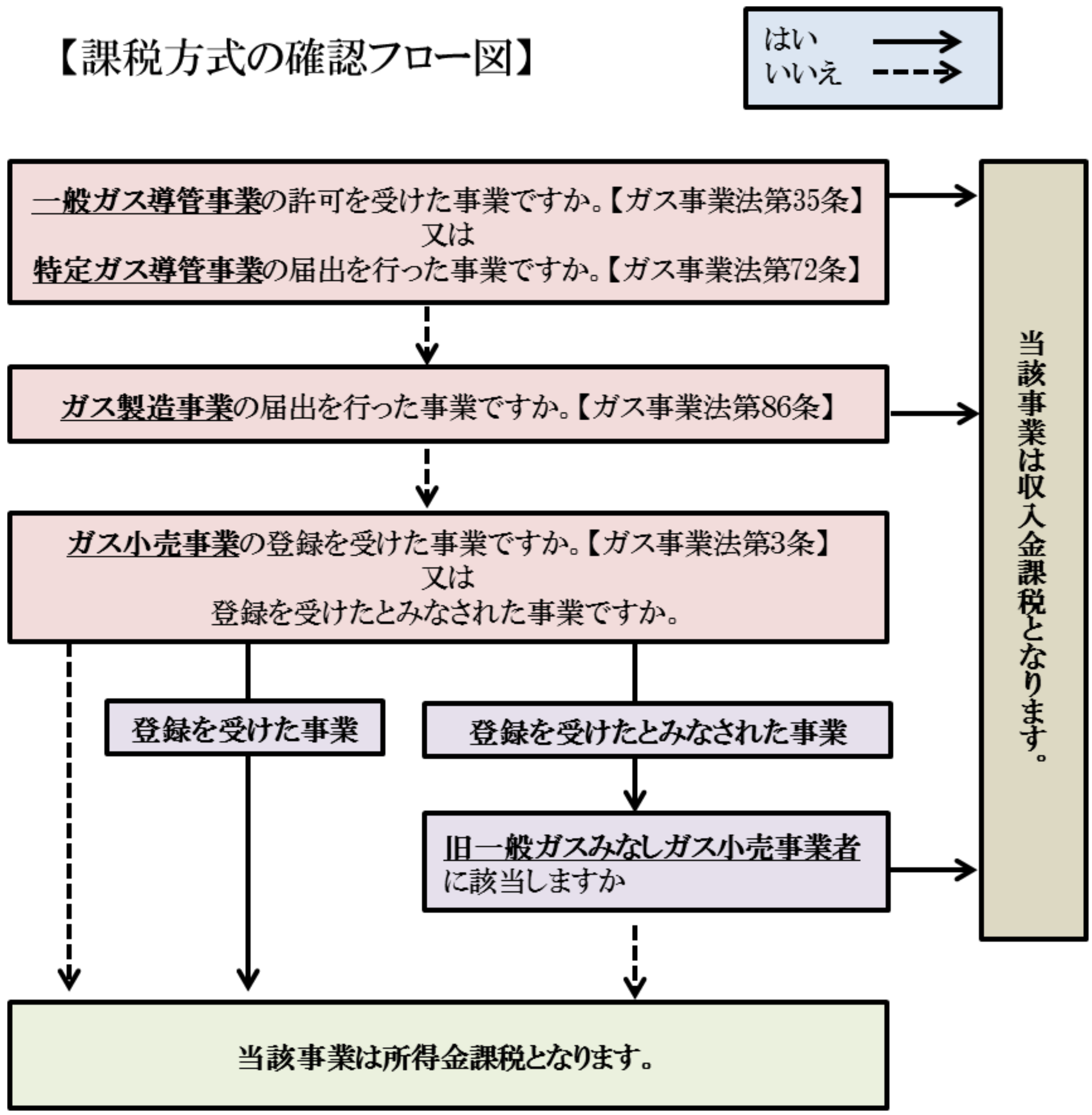
【課税方式の確認フロー図】